

【諮問（個人）第179号】

30川情個第28号
平成30年11月16日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

平成30年5月18日付け30川総人第242号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し審査請求を行うに至った経緯は、次のとおりである。

（1）保有個人情報の開示請求

実施機関は、平成29年11月27日、「こすぎ市税分室市民税担当が保有・保全している開示請求者に関する個人情報のすべて」として、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づく審査請求人からの保有個人情報開示請求を受理した。

（2）実施機関の処分

実施機関は、平成29年12月11日付けで、審査請求人に対し、（1）の保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分（以下「原処分」という。）を行った。

（3）審査請求人からの連絡

平成29年12月18日、審査請求人から、総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「情報公開担当」という。）へメールにより、原処分について、「〇〇」という連絡が入った。情報公開担当は、審査請求人の同意を得て、平成29年12月19日、実施機関に当該メールを転送した。

（4）実施機関の追加処分

実施機関は、平成30年1月10日付けで、審査請求人に対し、（3）のメールにより連絡があった文書について、開示可能なもの2件に対しては保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分を行うとともに、開示不可能なものに対しては、保有個人情報開示請求拒否通知書により、保有個人情報開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

（5）審査請求

審査請求人は、平成30年2月15日付けで、実施機関に対し本件処分の取消しを求めて審査請求を行い、実施機関は、平成30年2月16日に、同申立てを受理した。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年2月15日付け審査請求書、同年4月17日付け反論書、同年7月24日付け意見書及び同年9月14日実施の口頭意見陳述によれば、

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由、主張の要旨

ア 平成29年12月26日のこすぎ市税分室との電話において、メールアドレスがないことはわかっており、無いものについて同担当に開示請求はしていない。

イ 弁明書において、原処分の不足について追加の開示を求める連絡が入ったとあるが、事実ではない。メールではデータの有無を問い合わせしているだけで、保有しているかどうか分からないものの開示を求めている。平成29年12月19日の情報公開担当との電話でも、同年12月20日のこすぎ市税分室との電話でも、追加の開示は求めている。こすぎ市税分室の回答は、メールアドレスとアクセスデータがこすぎ市税分室にあるかどうか、本庁の指示で答えられないという理解できないものだったからである。

ウ 弁明書において、保存年限を経過しているから開示できないと私に伝えたとあるが、こすぎ市税分室は、メールアドレスがないことは伝えたが、保存年限を経過しているという理由は伝えていない。また、弁明書において、度々私が本件データの開示請求をしているように書かれているが、事実ではない。私は2014年のメールアドレスを保有しており、開示請求する必要もなく、開示請求した事実もないため、通知書の取り消しを求める。

エ 弁明書を否定している反論書に対し再弁明書は提出されていない。これは処分庁が反論書を否定できない、つまりメールによる追加の開示請求があったという処分庁の主張は虚偽であるという証左である。

オ 平成29年12月5日に、こすぎ市税分室からの説明では、個人情報全部だと保存期間5年になるという説明しかなかった。メールアドレスがなかったため、平成26年のメールアドレスの有無を確認した。平成30年1月12日の電話でこすぎ市税分室に確認したところ、平成29年12月26日の電話で開示請求をしたことになっていると言われたが、私は開示請求をしたつもりもなく、弁明書の記載とも異なっている。また、平成29年12月5日の電話では、全部とは具体的にどのくらいかという質問はなかった。実施機関の処分理由説明時の主な内容は、確認をせずに勝手な判断の連続であり、私が開示請求をしたかどうかについて何の説明にもなっていない。

カ 私が送ったメールには追加の開示を求める表記はないので、情報公開担当が送ったメールに追加の開示請求があったのかを、審査会に確

認してほしい。また、こすぎ市税分室に私が追加の開示請求をしていると情報公開担当は連絡していないとのことなので、これも確認してほしい。

キ 2014年のメールアドレスは請求したつもりはないが、アクセスログは必要である。アクセスログについては、その前に開示請求をしているので、あるなら出さなければいけない。

4 実施機関の主張要旨

平成30年3月23日付け弁明書及び同年8月3日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、平成29年11月27日、審査請求人からの保有個人情報開示請求書（以下「請求1」という。）を受理した。実施機関は、平成29年12月11日付けで、審査請求人に対し原処分を行ったところ、審査請求人から、平成29年12月18日、情報公開担当へメールにより、原処分に不足がある旨の指摘とともに、不足分について、追加の開示を求める旨の連絡（以下「請求2」という。）があった。平成29年12月26日、財政局みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室（以下「こすぎ市税分室」という。）は、電話により、請求2の一部について、保存年限を経過していることから開示できないこと等を審査請求人に伝えた。実施機関は、平成30年1月10日付けで、不足の指摘があった資料について、開示可能なものについては保有個人情報開示請求承諾通知書を送付するとともに、開示不可能なものに対しては、保有個人情報開示請求拒否通知書により本件処分を行った。
- (2) 「請求1」において、審査請求人は、「こすぎ市税分室市民税担当が保有・保全している開示請求者に関する個人情報のすべて」の開示を求めており、こすぎ市税分室から、審査請求人に対する課税資料等を開示した。

「請求2」において、審査請求人は、「平成26年にこすぎ市税分室と審査請求人の間でやりとりされたメールアドレス」（以下「本件データ」という。）、「川崎市市税システムにおける請求人の課税情報等へのアクセスログ」（以下「アクセスログ」という。）及び平成29年11月13日におけるこすぎ市税分室と審査請求人との間でやり取りされたメールアドレス（以下「29メール追加分」という。）の開示を求めている。

実施機関は、平成30年1月10日付け29川財みこ第〇号の保有個人情報開示請求承諾通知書により、こすぎ市税分室から29メール追加分を開示するとともに、保有個人情報開示請求拒否通知書により、本件データについて、本件処分を行った。

さらに、実施機関は、平成30年1月10日付け29川財市管第〇号の保有個人情報開示請求承諾通知書により、財政局税務部市民税管理課から、アクセスログ及び本件データに代えて「2014年のメールが添付されている決裁文書」（以下「26決裁文書」という。）を開示した。

(3) 本件データは、「事務及び事業の実施に係る公文書で軽易なもの」として、川崎市公文書管理規則別表において保存年限を1年と規定しているところ、請求1及び請求2があった時点で、川崎市公文書管理規則で定める保存年限を経過していたことから削除をしていたため、本件処分は適正なものである。

一方、26決裁文書については保存年限は5年となっており、請求1及び請求2があった時点で、文書が存在していることから、本件データに代えて開示したものである。

(4) 審査請求人は、こすぎ市税分室宛での請求1に対する原処分不足があるとして、請求2を行ったものであり、26決裁文書の送付前に、審査請求人が、こすぎ市税分室に対する請求2の全部又は一部を取り下げた事実はない。

よって、審査請求人がこすぎ市税分室に対して、本件データの開示請求を行ったことは明らかであり、その取り下げもされていなかったことから、本件処分を行ったものである。

(5) なお、請求2については、平成29年11月27日の開示請求書に記載された「すべて」という表現に、平成29年12月19日に転送されたメールに記載の、2014年のメールのやりとりデータやアクセスログもないという趣旨の文面の内容を含めて解釈している。当初の全データについて開示請求されたという理解に基づき、こすぎ市税分室にデータがないという状況について、拒否通知によって状況を明確にする必要があるというところで本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

本件は、審査請求人が、平成29年11月27日に「こすぎ市税分室市民税担当が保有・保全している開示請求者に関する個人情報のすべて」を対象として保有個人情報開示請求をしたのに対し、実施機関が平成29年12月11日付け全部承諾処分を行ったところ、これに関連する審査請求人からの問い合わせを受けて、追加的に平成30年1月10日付けの追加処分3件を行ったうち、1件について審査請求がなされた事案である。

審査請求人の問い合わせの内容は、平成29年12月18日付けメールによれば「〇〇」というものであったところ、その後の追加処分3件は、この問い合わせを契機として探索した結果、「(平成29年)11月13日受信

分のメール」「市税システムのアクセスログ及び2014年のメールが添付されている決裁文書（26川財市管第〇号）」（以上2件は、全部承諾処分）及び「平成26年のメールについて」（開示請求拒否処分、本件処分）に関して行われたものである。

審査請求人は、本件処分について、「〇〇」不服であるとして、本件審査請求を行っているものであるが、たとえ審査請求人の主観として、審査請求人が不存在であることが分かっている文書について開示請求をしている意図がなかったとしても、書面による一部取下書は提出されておらず、口頭によっても、審査請求人により明確な一部取下げの意思が表明されたとの事情はうかがわれないため、客観的には、本件処分時において、当初の平成29年11月27日に受理した「こすぎ市税分室市民税担当が保有・保全している開示請求者に関する個人情報のすべて」を対象とする書面による開示請求が維持されていると実施機関が解釈したことについて、客観的合理性を否定することはできない状況にあったと見ざるを得ない。

保有個人情報開示請求制度においては、一般的に、不存在の情報についても、開示請求をすること自体は可能であり、不存在の場合は、不存在を理由とした開示拒否処分が行われているところであるから、「すべて」を対象とする開示請求に対して全部承諾処分後に、開示請求者から開示されていない具体的情報の存否や関連する問い合わせがあった場合に、実施機関が、その問い合わせを受けた具体的情報についても、開示請求者が開示請求の対象としている意思であると解して、これらについて存在するものについては追加的開示処分を行い、不存在のものについては、不存在を理由とする追加的拒否処分を行うことは、特段不合理なことではない。

そもそも開示請求者に関する個人情報「すべて」を開示対象として開示請求がなされた場合、当初の処分の段階で、実施機関において対象情報をもれなく探索したうえで処分が行われることが望ましいことは言うまでもないが、「すべて」という語の抽象性から、具体的特定についての手がかりとなる説明が開示請求者から得られない場合、探索が困難になりうることは否定できない。この点、条例第26条第1項においては、開示請求は「請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」（同項第3号）を明らかにして行わなければならないとされ、例えば「本人に関する全ての個人情報」のような請求については、特定が不十分な場合の一例とされ、こういった場合は、実施機関は、請求者に対し、「請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」が明らかでないとして認められるときとして補正を求めることができることとされているところでもある（同条第2項）。そのため、開示請求者による補正がなされない場合には、当初の開示処分に漏れがあることが同処分の後に判明したり、本件のように、開示請求の対象の特定について

の開示請求者の意思を合理的かつ具体的に解釈し得る手がかりとなる情報を開示請求者から追加的に得る機会があった場合に、それらを手がかりに実施機関が追加的処分を行うことは考えられなくはないことである。

実施機関の本件追加処分は、「平成26年のメール」について開示請求者から問い合わせがあったことを受けて、不存在であることの説明を口頭で行うことに加えて、不存在を理由とした開示拒否処分として行われたものであって、実施機関が本件処分を行ったことは、本件処分時の状況に照らして、必ずしも合理性を欠くものとは言い得ない。結果として、開示請求者の主観との齟齬があったことは遺憾ではあるが、本件処分について、違法または不当と評価されるべき理由は特段見当たらない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子
委員	三浦大介